三隅都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成31年3月

島 根 県

目 次

1.	都	る市計画の目標
1 2	′	都市づくりの基本理念
2.	X	I域区分の決定の有無
1)	区域区分の決定の有無
3.	主	要な都市計画の決定の方針
1 2	′	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
	1	交通施設の都市計画の決定方針
	23	下水道及び河川の都市計画の決定方針
3	_	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針1
	1) 2)	基本方針
	3	実現のための具体の都市計画制度の方針

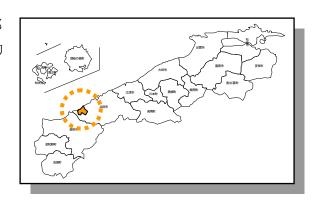
■参考附図 都市構造図

三隅都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (島根県決定)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1. 都市計画の目標

三隅都市計画区域は、県西部の日本海沿岸に位置し、面積約11 km²、人口約4千人の都市計画区域である。



県西部の拠点である浜田、益田両市の中心市街地の間に位置し、過去には農林水産業や和紙をはじめとする地場産業を中心に発展してきた区域である。

三隅火力発電所の建設に伴う関連企業の進出や、工業団地の整備が進められるとともに、三隅港、萩・石見空港、浜田・三隅道路、中国横断自動車道等の交通基盤整備が図られ、産業の活性化が進められつつある。また、三隅・益田道路の整備も進められており、これらの交通ネットワークと産業基盤を活かしたまちづくりが期待されている。

1) 都市づくりの基本理念

本区域は、日本海や三隅川等美しい水辺空間を有し、緑豊かな山林が広がる自然環境に恵まれた区域である。しかし、近年人口減少・高齢化が進行しており、今後これらの自然資源を活用した良好な生活環境の整備、産業の振興、福祉の充実を図る必要がある。

産業面においては、エネルギー供給拠点である三隅火力発電所が立地し、地域産業の核として機能するとともに、関連産業の振興が図られている。また、これらのエネルギー産業に併せて、古くからの伝統産業として和紙生産が盛んであり、これらの地場産業を活用した地域産業の振興を図ることによる雇用機会の確保、人口の定着が期待されている。

また、本区域の交通上の立地条件としては、三隅港や萩・石見空港などの交通拠点や中国横断自動車道広島浜田線が近接しており、更に浜田・三隅道路の開通に続き、三隅・益田道路の整備も進められていることから、こうした交通基盤を活用した交流人口の拡大や産業振興を図っていく必要がある。

これらを踏まえて、本区域の都市づくりの基本理念を次のように 定める。

- 地域資源を活かした産業を育むまちづくり 和紙生産をはじめ、地域資源を活用した伝統産業の振興を図ると 共に、三隅火力発電所を中心する新たな産業を創出する活気あふれ るまちづくりを進める。
- 幅広い年代の住民が健康で快適に暮らせるまちづくり 本区域は少子高齢化が進行しており、集落の自治機能の維持、定 住人口の確保が大きな課題となっている。この現状を踏まえ、子供 から高齢者までが安全で快適に生活できる福祉環境の充実や生活環 境の向上を目指す。
- 美しい水辺空間と緑豊かな自然を活かしたまちづくり本区域が有する、豊かな自然環境を保全し、美しい海岸や河川等の水辺空間を活かした「水澄みの里」のイメージを活用するまちづくりを進める。

2) 地域毎の市街地像

地域	将来の市街地像
三隅地区	本地域は主要幹線道路である一般国道9号が通過し、
	浜田市役所三隅支所等行政や商業業務等都市機能の中心
	を担っている地域である。今後も、本区域の都市機能拠
	点として都市機能の充実を図っていくと共に、三隅川や
	周辺の山林等自然環境と調和した居住環境等生活環境の
	向上を図る。
三保地区	本地域はJR三保三隅駅や三隅中央公園、田の浦公園
	等都市公園を擁しており、本区域における公共交通、レ
	クリエーション機能等の面で重要な拠点機能を担う地域
	である。また、三隅川河口に既存集落が広がり、本区域
	における住機能の一端を担う地域でもある。
	今後は三隅地区と適正な都市機能の連携・分担を図る
	とともに、三隅川沿いに広がる優良農地との調和にも配
	慮しながら、快適な居住環境の形成を中心としたまちづ
	くりを行う。
岡見地区	本地域にはエネルギー産業の拠点である三隅火力発電
	所が立地するとともに、重要港湾である三隅港を有して
	おり、これら発電所や港湾を中心とした関連産業の拠点
	となる地域である。三隅港臨海工業団地も供用され、本
	区域の産業拠点として更なる発展を目指したまちづくり
	を行う。
	また、地域の大部分を山林や農地が占めており、この
	ような豊かな農地や自然環境を保全するとともに、良好
	な住環境の形成を図る。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域においては、人口、産業の動向から、今後無秩序な市街地の拡大の可能性は低く、区域区分を定めなくても自然的環境・農地等を保全しながら、良好な市街地の形成を図っていくことは可能であると判断する。

従って、引き続き区域区分を定めないとした。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、 将来における土地利用の方針について以下のとおり定める。

地区名等	土地利用の方針
既成市街地	本地区の主要な土地利用方針を一般住
	宅地とし、居住環境の維持・改善を図る
	ため、効率的な土地利用や都市基盤の整
	備により良好な居住環境の形成を図る。
	また、木造住宅密集地においては、不
	燃化の促進、敷地の共同化などを進める
	とともに、空き家・空き地などの低未利
	用地の有効活用を図り、良好で効率的な
	居住環境の形成を図る。
西河内、岡見地区等住宅団	本地区の主要な土地利用方針を低層住
地	宅地とし、既に計画的に整備された住宅
	地は良好な居住環境を維持する。
	また、今後宅地化を図る地区において
	は、計画的な市街地整備による良好な居
	住環境の形成を図る。
三隅支所周辺地区	本地区の主要な土地利用方針を商業業
	務地とし、三隅支所及び周辺に立地する
	商業業務施設等、地域住民の日常生活を
	支える近隣商業・業務機能の維持・拡充
三隅港周辺地区	を図る。 本地区は地域の電力供給と物流の拠点
	である三隅港を有しており、今後は三隅
	港臨海工業団地、及び三隅火力発電所等
	を中心とし、港湾機能を有効に活用した
	企業立地を誘導する地区として位置づ
	け、周辺環境に配慮した工業地として配
	置する。
	三保地区等三隅川下流部周辺の大規模
	な優良農地について、他用途の土地利用
	との混在化等による営農環境の悪化を防
	ぐため、適切な土地利用により優良農地
	の保全を図る。

建築基準法第39条(災害危 災害防止の観点から、原則的に市街化 険区域) 地すべり等防止法 の抑制を図る。 第3条(地すべり防止区域) 急傾斜地の崩壊による災害 の防止に関する法律第3条 (急傾斜地崩壊危険区域) 土砂災害警戒区域等におけ る土砂災害防止対策の推進 に関する法律第7条(土砂 災害警戒区域) 第9条(土 砂災害特別警戒区域)、津波 防災地域づくり関する法律 第 53 条 (津波災害警戒区 域)、第72条(津波災害特 別警戒区域) その他災害の発生のおそれ 災害リスク、警戒避難態勢の整備状況 がある地区 等を総合的に勘案した土地利用を図る。 三隅海岸、三隅川及び周辺 本地区を自然環境形成の観点から必要 緑地 な保全を図る地区として位置づけ、周辺 の都市環境と調和した親水空間を確保す

るとともに、自然環境の保全を図る。

- 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - ① 交通施設の都市計画の決定方針
 - a 基本方針
 - ア 交通体系の整備の方針

本区域の現況の道路網体系は、広域交通基盤である一般国道 9 号が東西に配置されており、主要幹線道路として本区域と周辺都市を連絡する重要な役割を担っている。この一般国道 9 号を補完する路線として、一般県道益田種三隅線が北側に配置されており、本区域の東西交通の大部分をこの 2 路線で担い、道路網の骨格を形成している。また、一般県道三隅停車場線や臨港道路により東西幹線道路を相互に連絡し、区域内の交通を適正に配分する交通網を形成している。

浜田・三隅道路が開通し、現在は「三隅・益田道路」の整備が進められており、三隅港や周辺の萩・石見空港、浜田港等交通拠点と併せ、高速交通網を活かした新たな広域交通網の確立が必要である。また、鉄道については、JR山陰本線が配置されており、バス等の公共交通機関と併せてJR三保三隅駅がその結節点としての機能を有している。

このような基本的認識を踏まえ、交通体系の整備方針を次ぎのとおり設定する。

広域交通体系の確立

広域の都市間連携の強化を図り、地域の活性化を支援するため、 一般国道 9 号と併せ、高規格幹線道路の整備による高速交通基盤の 強化を図る。

○ 安全で快適な市街地内道路の整備

高齢者や子供等交通弱者が安全で快適に利用できる自転車や歩行者空間を確保するとともに、住宅地等の市街地内を連絡する道路の整備を進める。

○ 産業及び観光・レクリエーション拠点の連携機能強化 本区域内、及び周辺地域の産業拠点や観光施設の連携を図り、 産業の活性化を促進するため、産業・観光拠点のネットワーク形 成を目指す。

公共交通の整備

高齢者が安心して暮らせる生活を支援するため、鉄道・バス等の公共交通機関が重要な役割を担っていることから、今後、JR 三保三隅駅等交通結節点機能の強化及び鉄道・バス等の運行の確保、利用促進、利便性の向上を図る。

イ 整備水準の目標

7	都市施設	整備水準の目標	
道	路	平成 27 年度末現在で都市計画道路の改良率が約 42%	
		であり、今後も基本方針等に基づき引き続き整備を進	
		める。	
		※改良率	
		= 改良済延長 (概成済含む) (km)/都市計画	
		決定延長(km)	

b 主要な施設の配置の方針

ア道路

種別	配置の方針	
自動車専用	広域都市間での高速交通基盤を形成するため、隣接	
道路	する浜田益田間を結ぶ「浜田・三隅道路」、「三隅・益	
	田道路」を配置する。	
幹線道路	○周辺地域との広域交通を担う路線として、一般国道	
	9 号及び ④ 三隅美都線を配置する。	
	○市街地内道路として鄱小野向野田線、鄱古市場湊浦	
	線等都市計画道路、及び⊖益田種三隅線等を配置す	
	る。	

イ 鉄道

種別	配置の方針	
JR山陰本線	現在、運行されているJR山陰本線を主要な公共交	
	通機関と位置づけ、広域的な地域連携を促進するため	
	に配置する。	

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な施 設は次のとおり。

主要な施設	路線名等	
土安な肥設	自動車専用道路	幹線道路
道路	三隅・益田道路	⊖益田種三隅線
		○三隅井野長浜線

※ 単は主要地方道、○は一般県道、⑩は都市計画道路とする。

② 下水道及び河川の都市計画の決定方針

a 基本方針

ア水道及び河川の整備の方針

i 下水道

下水道は、公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等の生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を担っている。

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、整備済みである公共下水道の処理区域を除く、市街地郊外部の既存集落では、合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を図るものとする。

ii 河川

本区域は、二級河川三隅川が貫流するほか、三隅川の支川である中 小河川が合流している。

三隅川の治水対策については、昭和 58 年 7 月の降雨を踏まえ、洪水の安全な流下を図るため、河道改修や御部ダムの建設により整備が進められてきているが、今後は支川矢原川でのダム建設による洪水調節を図り、下流の洪水の軽減を図るものとする。

その他の中小河川については、河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理を行い、地域の実情に応じた治水安全度を確保するものとする。

また各水系において、利水については水利使用者との調整を図りながら、水資源の有効かつ適正な利用に努めるものとする。

河川環境については生物の多様な生息・生育環境の保全に努めるとともに、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保を図り、良好な河川環境や快適な水辺空間を形成することにより、住民の憩いの場となるような河川空間の創出に努める。

イ整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
下水道	三隅町の平成 27 年度末の現在の汚水処理人口普及率(汚
	水処理人口/行政人口)は約 82%であり、今後も引き続き
	基本方針等に基づき汚水処理人口普及率の向上に努める。
河川	二級河川三隅川は年超過確率 1/100 に対する治水安全度
	を確保することを目標に整備を進める。
	また、中小河川は、河川管理施設の機能を十分に発揮させ
	るため、適切な維持管理を行い、地域の実情に応じた治水安
	全度を確保するものとする。

b 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備または着手することを予定している主要な施設 は次のとおり。

主要な施設	整備概要等
下水道	整備水準の目標に掲げた汚水処理人口普及率の向上を
	目指して、合併処理浄化槽の整備を図る。

③ その他の都市施設の都市計画の決定方針

a 基本方針

本都市計画区域においては、地域住民が健康で文化的な市民生活を営むうえで欠くことのできない供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設について、既存施設の有効活用に努めるほか、設備の近代化を進め、市街化の動向、人口の変動に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

特に今後は地域の伝統産業である和紙を中心とした文化産業施設を整備し、地域産業の振興、伝統的文化の継承、観光拠点の形成等複合的都市機能を担う施設として整備する。

3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針① 基本方針

ア

自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性本地域は古くから「水澄みの里」と呼ばれ、三隅川や三隅海岸等美しい水辺空間を有する地域である。また緑豊かな山林など豊富な自然資源に囲まれ、美しい自然景観をおりなしている。

また、本区域は「三隅公園」、「三隅中央公園」、「田の浦公園」等の都市公園が適正に配置されており、それぞれ休息、観賞、散歩、遊戯、運動等多様なレクリーション機能を公園毎に分担し、地域住民の生活環境の向上や広域的な観光施設として重要な役割を果たしている。

このような状況を踏まえ、「清らかな水と美しい緑広がる 水澄みの里」を基本理念とし、水資源を基調とした豊かな自然環境の保全と緑地の整備を推進していくこととする。

② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	概 要
環境保全系統	市街地にオープンスペースを確保し良好な都
	市環境を形成するため、街区公園等施設緑地及び
	市街地内樹林地等を緑地として配置する。
	本区域を貫流する三隅川等河川とその沿川を
	緑地として位置づけ、河川環境・生態系の保全を
	図る。
	市街地の周辺に広がる樹林地について、動植物
	等の生息・生育地の確保、都市環境の維持のため、
	緑地として保全を図る。
レクリエーシ	水辺空間を活用した観光・レクリエーション機
ョン系統	能を有する緑地として三隅川等河川を配置する。
防災系統	土砂流出や地すべりの恐れがある市街地周辺
	部の緑地の保全を図る。
景観構成系統	本区域を貫流する三隅川を良好な河川景観を
	有する重要な緑地として位置づけ、自然景観の構
	成に配慮する。
	大麻山などの良好な自然景観を有する山地・丘
	陵地の保全を図る。
	変化に富む美しい海岸景観について、良好な自
	然景観の保全を図る。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市公園等施設緑地については、必要な緑地の確保目標量を満たしているため、既存の緑地・公園施設の内容の更なる充実を図る方針とする。

■三隅都市構造図

